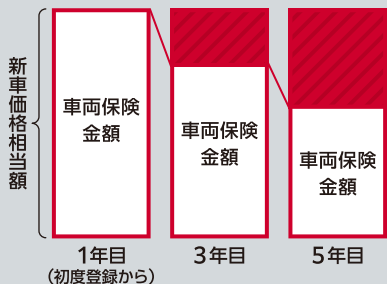


ご存知でしたか？車両保険で補償できる金額は
使用年数に応じて減っていくんです…

車両保険金額は、過不足のない補償にするために、その時の車両の時価額（市場販売価格相当額）に応じて毎年見直しを行います。そのため、お車の使用年数、損耗状態に応じて「新車価格相当額」と「車両保険金額」の差が生まれていきます。



だから**全損事故**にあった時に
新車価格相当額の補償をしてもらえないんです



全損

しかも
故障による修理費は
車両保険では、**補償対象外**なんですよ…



故障

そんな時は…



私たちに
お任せください！

／ **特約トリオが、お車の状況に合わせた切れ目のない補償^{※1}**であなたのお車をお守りします！ ／



事故時の補償

車両新価特約

車両保険金額が新車価格相当額の
50%以上の場合にセット可能

全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合に修理費、または再取得費用を補償します

300万円

150万円

0万円

新車価格相当額が
300万円の場合

車両保険金額
300万円

1年目
(初度登録から)

車両保険金額
240万円

2年目

車両保険金額
210万円

4年目

車両保険金額
165万円

6年目

新車価格相当額を限度に、この部分を補償します

ここが
分岐点
★
新車価格
相当額の
50%



事故時の補償

車両全損時
復旧費用特約

車両保険金額が新車価格相当額の
50%未満の場合にセット可能

全損になった場合に修理費、または再取得費用を補償します

復旧費用限度額^{※2}を限度に、この部分を補償します
+100万円

車両保険金額
135万円

8年目

+100万円

車両保険金額
105万円

10年目

+90万円

車両保険金額
90万円

12年目

ずっと安心を
お届けします



詳しくは裏面を
ご確認ください

※1 セット条件に応じて各特約を任意でセットする必要があります。
※2 車両保険金額の2倍または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

故障時の補償
故障運搬時車両損害特約

初度登録から**6年目以降**の場合にセット可能
故障による修理費を補償します

お支払いのイメージ（新車価格相当額が300万円の場合）

2年目 車両保険金額 **240万円**

事故で全損になり1年以内に買い替えた場合



実際にかかる再取得費用

300万円

（車両本体価格＋付属品＋消費税）

	車両保険だけだと…	車両新価特約を セットしていると…
支払保険金の例	保険金 諸費用保険金 240万円 + 20万円	保険金 諸費用保険金 300万円 + 40万円
受け取る保険金の 合計	260万円	340万円



事故で車が大破！買い替えてまた新車に乗りたい！

車両新価特約

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上※となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用（車両本体価格＋付属品＋消費税）または修理費等について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

再取得時等 諸費用保険金	再取得の場合	新車価格相当額の20%（40万円限度）または20万円のいずれか高い額
	上記以外	新車価格相当額の10%（20万円限度）または10万円のいずれか高い額

※フレームやエンジンなど、内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が無い場合はお支払いの対象となりません。

8年目 車両保険金額 **135万円**

事故で全損になり1年以内に買い替えた場合



実際にかかる再取得費用

300万円

（車両本体価格＋付属品＋消費税）

	車両保険だけだと…	車両全損時復旧費用特約を セットしていると…
支払保険金の例	保険金 諸費用保険金 135万円 + 13.5万円	保険金 諸費用保険金 235万円^{※1} + 40万円
受け取る保険金の 合計	148.5万円	275万円



長年乗った車が全損！買い替え、修理を検討したい！

車両全損時復旧費用特約

ご契約の自動車が全損になった場合、実際にかかる自動車の再取得費用（車両本体価格＋付属品＋消費税）または修理費等について、復旧費用限度額※2を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

再取得時等 諸費用保険金	再取得の場合	復旧費用限度額※2の20%（40万円限度）または20万円のいずれか高い額
	上記以外	復旧費用限度額※2の10%（20万円限度）または10万円のいずれか高い額

※1 復旧費用限度額：135万円＋100万円

※2 車両保険金額の2倍または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

6年目 車両保険金額 **165万円**

故障しレッカーけん引された場合



	車両保険だけだと…	故障運搬時車両損害特約を セットしていると…
修理費用		発電機等の部品交換費用 25万円
支払保険金の例	補償なし	25万円



車の故障に備える補償がほしい！

故障運搬時車両損害特約

ご契約の自動車故障により走行不能※となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。

※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

（注）ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。

（注）このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、「ご契約のしおり（約款）」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
＜連絡先＞ <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先